

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年2月4日
【会社名】	アイビーシー株式会社
【英訳名】	Internetworking and Broadbank Consulting Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 裕之
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目8番8号
【電話番号】	03-5117-2780（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレートサービス統括部長 中峰 規夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目8番8号
【電話番号】	03-5117-2780（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレートサービス統括部長 中峰 規夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成31年2月1日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社サンデーアーツ（以下「サンデーアーツ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（1）本株式交換の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社サンデーアーツ
本店の所在地	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目20番19号
代表者の氏名	代表取締役社長 瀬野陽介
資本金の額	10,000千円
純資産の額	26,792千円
総資産の額	102,388千円
事業の内容	ブロックチェーン開発、システムエンジニアリングサービス、ソフトウェア開発

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成28年8月期	平成29年8月期	平成30年8月期
売上高	121,544千円	130,047千円	154,249千円
営業利益	780千円	791千円	25,606千円
経常利益	456千円	452千円	25,184千円
当期純利益	342千円	298千円	16,860千円

③ 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
瀬野 陽介	100.00

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 本株式交換の目的

当社は、創業以来、情報通信ネットワークの稼働状況や障害発生の予兆等を監視する「ネットワーク性能監視ツール」の開発・販売・サポート及びコンサルティングを手掛ける企業です。情報通信ネットワークが複雑化する中、「サービス品質の向上」に貢献し、情報通信社会の安心・安定を支える当社ソリューションの重要性は年々高まっております。

今後更に多様化するニーズに即応すべく、当社ソリューションの拡充（サービス領域の拡大やワンストップ化、マーケット変化に対応した新サービスの提供）を図るべく、平成29年8月には次世代MSP（Managed Service Provider＝ITシステム運用・監視・保守などを行う事業者）サービスとして、SAMS（Speedy Action Management Services）を開始、平成30年8月には「System Answer G3」のクラウド型サービスを開始しております。またブロックチェーン技術を利用して、IoT（Internet of Things）セキュリティ分野や、インシュアテック（InsurTech）分野といった成長分野への進出も推進し、平成29年12月にはIoTデバイス向けセキュリティサービス「kusabiTM」の実証実験を開始、また平成30年5月には子会社iChain株式会社が保険ポートフォリオ管理スマートフォンアプリ「iChain保険ウォレット」の配信を開始しております。

一方、サンデーアーツは、創業以来、WEBシステムのパッケージ商品の開発やシステム・エンジニアリングサービスを手掛け、平成29年にはブロックチェーン開発部門を発足し、ICOシステムの開発、ブロックチェーン技術を活用した実証実験、大手クライアントのブロックチェーン技術を活用したプラットフォーム開発とブロックチェーン開発会社としても存在感を高めております。

今回の株式交換による完全子会社化を通して、サンデーアーツの持つブロックチェーン技術を活用した高度なシステム開発力を当社グループに取り込み、当社グループが展開する成長分野や新サービス開発等、ITサービス全般において中長期の柱となる事業創出を加速させることが、当社グループの成長に寄与するものと考え、本株式交換契約を締結することといたしました。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

- ① 本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、サンデーアーツを株式交換完全子会社とする株式交換です。当社は、会社法第796条第2項の規定に基づき、簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。サンデーアーツは、平成31年3月18日に開催予定の臨時株主総会の決議による承認を受けた上で平成31年4月1日を効力発生日として行われる予定です。
- ② 本株式交換に係る割当ての内容

	当社（株式交換完全親会社）	サンデーアーツ（株式交換完全子会社）
本株式交換に係る比率	1	410.51
本株式交換により交付する株式	普通株式：82,102株（予定）	

(注) 1. 本株式交換に係る割当て比率（以下「本株式交換比率」といいます。）

サンデーアーツ株式1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）410.51株を割当て交付いたします。なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社の協議及び合意の上、変更されることがあります。

2. 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により交付する当社株式には、当社が保有する自己株式82,102株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

- ③ 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
サンデーアーツが発行している新株予約権及び新株予約権付社債はありません。
- ④ その他の株式交換契約の内容
当社がサンデーアーツとの間で平成31年2月1日に締結した株式交換契約の内容は次のとおりであります。

株式交換契約書

アイビーシー株式会社（以下「甲」という。）および株式会社サンデーアーツ（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換の方法）

1. 甲および乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりとする。

(1)株式交換完全親会社

商 号：アイビーシー株式会社
住 所：東京都中央区新川一丁目8番8号

(2)株式交換完全子会社

商 号：株式会社サンデーアーツ
住 所：大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目20番19号

第2条 （効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、2019年4月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲および乙は協議し合意のうえ、これを変更することができる。

第3条 （株式交換に際して交付する株式およびその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主に対して、乙の株式に代わる金銭等として、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載または記録された株主が保有する乙の株式1株につき甲の普通株式410.51株の割合をもって割当て交付する。
2. 前項に従い、乙の各株主に対して割当て交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

第4条 （甲の資本金および準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲（株式交換完全親会社）の資本金および準備金の額は、会社計算規則39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第5条 （株主総会における承認等）

1. 乙は、2019年3月18日に株主総会を招集し、本契約を承認する決議を求める。ただし、株式交換手續の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。
2. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について、甲の株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。

第6条 （善管注意義務等）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行するとともに、資産および負債を管理し、その他その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、あらかじめ相手方の同意を得なければならない。

第7条 (株式交換条件の変更および本契約の解除)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、①甲もしくは乙のいずれかの財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、または②本株式交換の実行に重大な支障となりうる事態もしくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲および乙は、相互に協議し合意の上、本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第8条 (規定外事項)

本契約に定めるもののほか、本株式交換に際し必要な事項は、法令および本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

第9条 (合意管轄)

本契約に起因または関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本契約書2通を作成し、各々の代表者が記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。

2019年2月1日

甲：	東京都中央区新川一丁目8番8号	
	アクロス新川ビル8階	
	アイビーシー株式会社	
	代表取締役社長 加藤 裕之	印
乙：	大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目20番19号	
	新大阪ヒカリビル902	
	株式会社サンデーアーツ	
	代表取締役 瀬野 陽介	印

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

①算定の基礎及び経緯概算

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所市場第一部に上場していることから、市場株価法により、算定基準日を平成31年1月31日とし、東京証券取引所市場第一部における算定基準日までの直近3ヵ月間の出来高加重平均値を参考に1株あたり1,218円といたしました。

これに対して、サンデーアーツの株式価値については、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びサンデーアーツから独立した第三者機関である清和コンサルティング株式会社（以下「清和コンサルティング」といいます。）にサンデーアーツの株式価値算定を依頼しました。

清和コンサルティングは、サンデーアーツの株式については、非上場会社であり、また、類似上場会社がないことから、市場価格法及び類似会社比準法は採用できず、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、修正簿価純資産法ではなく、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を用いて株式価値の算定を行いました。清和コンサルティングは、サンデーアーツの株式価値算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用しております。また、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、サンデーアーツの株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、かつサンデーアーツの将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

なお、DCF法による算定の基礎となる将来の利益計画においては、本株式交換が完了する翌年以降、営業体制強化による売上増加や利益率改善、販管費見直し等により、平成32年9月期及び平成34年9月期において大幅な増益を見込んでおります。

清和コンサルティングがDCF法に基づき算定した、サンデーアーツ普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。

算定手法	算定結果（1株当たり）
DCF法	491,007円～534,601円

清和コンサルティングによるサンデーアーツの株式価値の算定結果を参考に、サンデーアーツの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、当事者間に慎重に協議を重ねた結果、当社は本株式交換についてサンデーアーツ普通株式の1株当たりの価額を500,000円とし、本株式交換における株式交換比率を上記（3）

②記載のとおりとすることを決定いたしました。

②算定機関との関係

清和コンサルティングは、当社及びサンデーアーツの関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

（５） 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	アイピーシー株式会社
本店所在地	東京都中央区新川一丁目8番8号
代表者の氏名	代表取締役社長 加藤 裕之
資本金の額	438百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	ネットワークシステム情報管理/性能監視ツールの開発・販売・サポート及びコンサルティング等